

香港資本市場における近時の進展（参考和訳）

2012年11月27日

新たな会社条例議案の可決

2012年7月、新たな会社条例（Companies Ordinance）が香港特別行政区立法会により可決された。現在個別の改正が行われている倒産及び公募に関する部分を除き、香港において設立又は登記される会社（香港において上場しているか否かを問わない）に関する全体的な法制度の改革が行われた。

新たな条例において具現化された主要な取組みには、以下のようなものがある。

- 株式の額面価格の廃止
- 非公開会社における取締役職に関する制限（少なくとも1名の自然人である取締役が必要である）
- 株主のスキーム・オブ・アレンジメントに関する「人数」基準から「議決権の10%以下」基準への変更
- 取締役の信託義務の一部成文化
- 違法行為に対する法執行の強化
- 財務報告の簡素化の促進
- 監査人の権利の強化

この新法は2014年から順次、施行が開始される予定である。また、政府は、関連する付属法令（subsidiary legislation）についての意見調査を行う別の諮問プロセスを開始した。

新たな内部情報開示制度に対する法的裏付け及び上場規則改正に関する香港証券取引所による諮問

現行のメインボード上場規則13.09を、株価に影響を与えうる情報（price sensitive information）（現行のインサイダー取引に関する法との一貫性を鑑み「関連情報」として再定義される）の開示に関する法制に変更する提案を含む証券先物（修正）条例が2012年4月に立法会により可決され、2013年1月1日に発効する予定である。

新法に関する解釈及び法令遵守の助けとするために、当該新法の解釈及び運用の様々な側面に対する証券先物委員会の方針について記載する詳細なガイダンスが、同委員会から発行されている。香港証券取引所は、こうした進展を注意深く見守り、上場規則改正について市場に意見を求め検討を行った。

2013年1月1日より、株価に影響を与えうる情報に関する従前の香港証券取引所ガイドライン（株価に影響を与えうる情報の開示に関する2002年のガイダンスを含む）は廃止され、香港上場企業は、厳格化された開示要件、より明確に定義されたセーフハーバー及び開示義務違反に対する強化された制裁を含む新法制と向き合うこととなる。

香港証券取引所による様々な検討及び決定

香港証券取引所は、前四半期中、上場プラクティスの様々な側面に対する多数の上場取引所決定及びガイダンス・レターを公表した。また様々な規制上の取組みについても市場に意見を求め検討を行った。以下は、その主要な項目の概要である。

- 2 件の新たなガイダンス・レター **GL43-12** (IPO 前の投資における主要な条件及び投資家の権利) 及び **GL44-12** (IPO 前の投資における転換可能及び交換可能な証券に関する制限) における IPO 前の投資に関する香港証券取引所の方針の統合及び再記載。これらのガイダンス・レターに関する **当事務所のメモランダム** を参照されたい。
- 変動持分事業体 (variable interest entities、すなわち「VIE」又は「仕組み契約」(structured contract)) の上場の取扱いに関する既存の上場取引所決定 (**LD43-3**) の改正。これには、一定の目論見書の開示要件及び実質的なストラクチャー要件が規定されている。
- 目論見書における「ハード・アンダーライティング」の開示に関する新たなガイダンス・レター (**GL34-12**)。ハード・アンダーライティングとは、オファーが気配値の値幅の下限の値で価格設定されることを条件として、予定どおり消化ができない場合に、引受会社が追加費用と引き換えに一定額の株式を買い付けることを約束することを指す。
- 株価に影響を与えうる情報を開示する際に、セッションごと取引停止を行う現行のプラクティスに代わり、取引時間中に 30 分間の取引の一時停止をし、当該情報を開示することを可能とする取引の一時停止の導入に関する **公開諮問書**。
- 上場企業の取締役会の (特に性別及び年齢に焦点を当てた) 多様性に関する **公開諮問書**。これには、取締役会の構造についての主たる検討事項として「視点の多様性」というコーポレート・ガバナンス規則 (Corporate Governance Code) における原則を追加するという提案、及び指名委員会はこの主題に関する方針を有していなければならない、かつ上場企業により発行されるコーポレート・ガバナンス報告書において関連する開示がなされるべきであるとする規定を盛り込むという提案が含まれる。
- 環境、社会及びガバナンス報告書に関するガイド案についての **検討結果**。このガイド案には、メインボード及び GEM の上場企業に対して 2012 年 12 月 31 日以降に会計年度末を迎える会計年度に関して推奨されるプラクティスが含まれる。これは、環境、社会及びガバナンスに関する上場企業の義務を、2015 年までに (近時のコーポレート・ガバナンスの基本原則と同様の) 「遵守せよ、さもなくば説明せよ」 (comply or explain) という、状態にまでグレードアップすることを意図している。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス	03-5574-2630	theodore.paradise@davispolk.com
ボニー・Y・チャン	+852-2533-3308	bonnie.chan@davispolk.com
アンソニー・ダピラン	+852-2533-3306	anthony.dapiran@davispolk.com
マイケル・T・ダン	03-5574-2633	michael.dunn@davispolk.com
杉山 浩司	+1-212-450-3013	hiroshi.sugiyama@davispolk.com
ダニエル・E・ニューマン	03-5574-2632	daniel.newman@davispolk.com

© 2012 Davis Polk & Wardwell, Hong Kong Solicitors | The Hong Kong Club Building | 3A Chater Road | Hong Kong

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

本メールを誤って受信された場合、速やかに送信元に通知いただき、直ちにオリジナルのメッセージ、全ての添付書類及び全てのコピーを破棄願います。当事務所のプライバシー・ポリシーに関する重要情報については、davispolk.com をご参照ください。Davis Polk を安全な送信元として追加、又は dpwmail@davispolk.com をアドレス帳に追加頂くことをご検討ください。

本メモランダムの配信停止を希望される場合は、本メールへの返信にて、その旨をお知らせください。